二　申請者が法人であるときは、次に掲げる書類
イ　前号イからホまでに掲げる書類
ロ　当該申請に係る前条に規定する取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する当該株主総会又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関にあっては、必要な手続があったことを証する書面）
ハ　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書
ニ　申請者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
ホ　申請者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書
三　申請者が当該申請に係る認可を受けて法人の設立をしようとする者であるときは、次に掲げる書類
イ　創立総会の議事録（当該法人が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあっては、これに関する株主総会の議事録）その他の当該法人の設立に必要な手続があったことを証する書面
ロ　当該法人の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
ハ　当該法人の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第百三十七条第二項第一号から第四号まで及び前項各号に掲げる書類のほか、法第百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　第十八条第六項の規定は、法第百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可について準用する。

（変更の承認）

第百五十三条　認可施設土地権利者は、法第百四十一条において読み替えて準用する法第六十一条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更の理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
二　別記第七号様式による変更に係る役員が法第百三十八条第二項において準用する法第六十条第二項第一条第二項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　変更に係る役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、法第百四十一条において読み替えて準用する法第六十一条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第十八条第六項の規定は、法第百四十一条において読み替えて準用する法第六十一条第一項の承認について準用する。

（変更の届出）

第百五十四条　法第百四十一条において準用する法第六十一条第三項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　認可施設土地権利者が個人であるときは、次に掲げる事項
イ　氏名又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）
ロ　法定代理人
ハ　法定代理人に係る次に掲げる事項
(1)　氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）
(2)　法人にあっては、定款（これに準ずるものを含む。）
ニ　認可施設土地権利者と次に掲げる者との間で法第百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可に係る土地に関する契約がある場合には、その内容
(1)　カジノ事業者
(2)　カジノ施設供用事業者
(3)　申請者以外の施設土地権利者があるときは、当該他の施設土地権利者
(4)　これらの認可に係る土地を目的とする施設土地に関する権利以外の権利を有する者があるときは、当該権利を有する者
二　認可施設土地権利者が法人であるときは、次に掲げる事項
イ　名称又は住所
ロ　代表者（役員の変更を伴わないものに限る。）
ハ　役員の氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）
ニ　定款（これに準ずるものを含む。）
ホ　前号ニに規定する事項

2　認可施設土地権利者は、法第百四十一条において準用する法第六十一条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに当該届出者が法人であるときは、その代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更した年月日

3　前項の届出書には、当該変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。

第五章　カジノ関連機器等製造業等

第一節　カジノ関連機器等製造業等の許可等

（許可の申請）

第百五十五条　法第百四十四条第一項第六号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、申請者の役員の役職名及び担当業務とする。

2　法第百四十四条第二項第一号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　申請者　別記第五十三号様式
二　申請者の役員　別記第五十四号様式

3　法第百四十四条第二項第六号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面
二　資金計画
三　製造所の構造及び設備並びに技術水準が、法第百四十五条第一項第五号に掲げる基準に適合していることを説明する書類（カジノ関連機器等製造業に係る申請に限る。）